

就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書

事業所名																																																																					
サービス費区分	1. 就労継続支援B型サービス費(I)      4. 就労継続支援B型サービス費(IV) 2. 就労継続支援B型サービス費(II)    5. 就労継続支援B型サービス費(V) 3. 就労継続支援B型サービス費(III)   6. 就労継続支援B型サービス費(VI)																																																																				
定員区分	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下			4. 81人以上 5. 20人以下																																																																	
サービス費 (I)・(II)・(III)	平均工賃月額区分	(R8改定対象外) (一) 4万5千円以上 (R8改定対象外) (二) 3万5千円以上4万5千円未満 (R8改定対象外) (三) 3万円以上3万5千円未満 (R8改定対象外) (四) 2万5千円以上3万円未満 (R8改定対象外) (五) 2万円以上2万5千円未満 (R8改定対象外) (六) 1万5千円以上2万円未満 (七) 1万円以上1万5千円未満 (八) 1万円未満 (九) なし(経過措置対象)				(R8改定対象) (一) 4万8千円以上 (R8改定対象) (A) 4万5千円以上4万8千円未満 (R8改定対象) (二) 3万8千円以上4万5千円未満 (R8改定対象) (B) 3万5千円以上3万8千円未満 (R8改定対象) (三) 3万3千円以上3万5千円未満 (R8改定対象) (C) 3万円以上3万3千円未満 (R8改定対象) (四) 2万8千円以上3万円未満 (R8改定対象) (D) 2万5千円以上2万8千円未満 (R8改定対象) (E) 2万円以上2万3千円未満 (R8改定対象) (六) 1万8千円以上2万円未満 (R8改定対象) (F) 1万5千円以上1万8千円未満																																																															
	前年度の支払工賃額の状況	<table border="1"> <tr> <th>月</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th></tr> <tr> <td>工賃総額(円)</td><td>700,000</td><td>700,000</td><td>700,000</td><td>1,000,000</td><td>1,500,000</td><td>1,000,000</td><td>800,000</td><td>800,000</td></tr> <tr> <td>延べ利用者数</td><td>250</td><td>250</td><td>250</td><td>250</td><td>250</td><td>250</td><td>250</td><td>250</td></tr> <tr> <td>開所日数</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>月</th><th>12</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>計</th></tr> <tr> <td>工賃総額(円)</td><td>800,000</td><td>800,000</td><td>800,000</td><td>800,000</td><td>10,400,000</td></tr> <tr> <td>延べ利用者数</td><td>250</td><td>250</td><td>250</td><td>250</td><td>3000</td></tr> <tr> <td>開所日数</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>240</td></tr> </table> <p>※賞与等の額についても、いずれかの月の工賃に含めてください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平均利用者数②</p> <p>12.5 人</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平均工賃月額① (①/②/12)</p> <p>69,333 円</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>重度障害者支援体制加算(I)を算定している場合 (①+2000円)</p> <p>円</p> </div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">① 重度障害者支援体制加算(I)を算定している場合は、平均工賃月額①に2,000円を加えてください。</p>									月	4	5	6	7	8	9	10	11	工賃総額(円)	700,000	700,000	700,000	1,000,000	1,500,000	1,000,000	800,000	800,000	延べ利用者数	250	250	250	250	250	250	250	250	開所日数	20	20	20	20	20	20	20	20	月	12	1	2	3	計	工賃総額(円)	800,000	800,000	800,000	800,000	10,400,000	延べ利用者数	250	250	250	250	3000	開所日数	20	20	20	20
月	4	5	6	7	8	9	10	11																																																													
工賃総額(円)	700,000	700,000	700,000	1,000,000	1,500,000	1,000,000	800,000	800,000																																																													
延べ利用者数	250	250	250	250	250	250	250	250																																																													
開所日数	20	20	20	20	20	20	20	20																																																													
月	12	1	2	3	計																																																																
工賃総額(円)	800,000	800,000	800,000	800,000	10,400,000																																																																
延べ利用者数	250	250	250	250	3000																																																																
開所日数	20	20	20	20	240																																																																
サービス費 (IV)・(V)	ピアサポーターの配置				有 ・ 無																																																																

注1 令和8年6月以降の届出では、「R8改定対象」とある区分または(七)～(九)のいずれかを選択してください。  
 (「R8改定対象外」とある区分については、令和8年5月以前に基本報酬区分が「(一)～(六)」であり、要件を満たすことにより従来の区分が引き続き適用される事業所が該当します。それ以外の事業所は、「R8改定対象」とある区分または(七)～(九)のいずれかを選択してください。)

注2 就労継続支援B型サービス費(I)又は就労継続支援B型サービス費(II)、就労継続支援B型サービス費(III)を算定する場合は、平均工賃月額区分及び前年度の工賃支払対象者数・支払工賃額の状況を記載すること。

注3 重度者支援体制加算(I)を算定している場合は、平均工賃月額に2千円を加える。

注4 平均工賃月額区分「なし(経過措置対象)」は、指定を受けてから1年間を経過していない事業所が選択する。

注5 就労継続支援B型サービス費(IV)又は就労継続支援B型サービス費(V)、就労継続支援B型サービス費(VI)を算定する場合は、ピアサポーターの配置の有無を記載すること。  
 なお、ピアサポーターを配置している場合は、別添「ピアサポーターの配置に関する届出書」を提出すること。